

広島市告示第136号

令和8年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定による応急入院指定病院として、次のとおり指定します。

広島市長 松井 一 實

1 応急入院指定病院

病院名	所在地	応急入院者等に対する診療応需態勢 及び病床を確保する日
広島第一病院	広島市東区戸坂南二丁目9番15号	年間を通じて、毎日24時間
こころホスピタル草津	広島市西区草津梅が台10番1号	年間を通じて、毎日24時間
瀬野川病院	広島市安芸区中野東四丁目11番13号	年間を通じて、毎日24時間

2 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで